

様式第5号（第7条関係）

第21回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成29年 2月14日（火）	
開催場所	前橋市役所 3階 31会議室	
出席委員	植木康夫委員長、石渡聡委員、田中恒夫委員、西巻佐和子委員、宮寄文恵委員	
欠席委員	なし	
審議対象期間	平成28年 4月 1日 ～平成28年 9月30日	
抽出案件	件数	今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。
条件付一般競争入札	1	<p>1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>3 平成28年度上半期発注工事等の審議について 西巻委員より抽出された4件の工事について、前橋入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>4 その他 次回入札監視委員会の開催予定について 平成29年7月11日（火）を予定。</p>
簡易型条件付一般競争入札	1	
公募型指名競争入札		
指名競争入札	1	
随意契約	1	
合計	4	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい技術や、業者が得意とする技術を、施工に活かすことで、コストダウン等が図れるようにすることが望ましい。</li> <li>・各業者の技術者の状況を共有できるシステムは備えられているのか。備えられているのであればもっと入札に活かしていつてもらいたい。</li> <li>・総合評価落札方式の、価格点を市独自の判断で引き下げることは可能なのか。可能であれば価格以外の要素がもう少し加味されるような評価方法が望ましいと思われるので検討してほしい。</li> <li>・設計事務所を指名する際、指名基準を明確に答えられるようにしてほしい。</li> </ul>	

## 別紙

質問	回答
入札及び契約手続きの運用状況等について	
<p><b>【委員】</b></p> <p>現場代理人の常駐義務緩和について、改正後の直近という条件は、前年の前橋市優良建設業者表彰のみが対象となるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>毎年表彰を行っていますが、前年の表彰のみが対象ですので、1年間で有効が切れます。</p> <p>改正前の条件が、わかりづらい表現であったため、直近という言葉に変えさせていただきました。</p>
<p>桃井小学校校舎ほか改築建築工事</p> <p>入札方式：条件付一般競争入札</p> <p>工 種：建築一式 A</p> <p>契約金額：2, 070, 000千円(税抜き)</p>	
<p><b>【委員】</b></p> <p>総合評価落札方式の価格点が75点と全体に占める割合が非常に大きいと感じる。また、価格以外の評価点が25点中8.342点となっているが、過去の点数と比較すると、どのようなものだったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>標準型の価格以外の評価点の平均は9.86点です。</p> <p>今回は平均点数と比べやや低いですが、評価に支障はない点数です。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>総合評価審査委員会が関係する入札について、どのくらいの件数があったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>平成28年度の、総合評価落札方式で行った件数は20件です。</p> <p>その中から、建築と土木で1件ずつの2件を標準型で抽出してもらいました。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>総合評価審査委員会というのは、委員と契約監理課で同じような見解で審議が進んでいくのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>標準型は委員会に諮り、特別簡易型は契約監理課で基準どおりの審査をしますが、同じ基準のもとで審査をしていますので、認識に大きな違いはありません。</p>

<p><b>【委員】</b>      新たな技術は、一定の時間が経つと、評価としての差がなくなるため、反映が難しいのではないか。</p>	<p><b>【事務局】</b>      事務局としても、難しいと考えています。</p>
<p><b>【委員】</b>      聴き取り調査をするのではなく、書類上で評価をするものか。</p>	<p><b>【事務局】</b>      すべて、書類のみで評価をします。</p>
<p><b>【委員】</b>      地元企業活用計画について、3者とも前橋市内の業者であるが、評価調書で0点となっているのはなぜか。</p>	<p><b>【事務局】</b>      地元企業活用計画は、下請に地元の企業をどのくらいを使うかということです。      建築工事ですと、業種が多岐にわたっている工事が多く、地元企業では施工が難しい部分もあるため、市外の業者を下請とすることが多いです。</p>
<p><b>【委員】</b>      地元企業の地元というのは、前橋市内の業者のことか。      0点というのは、下請業者が全て市外の業者ということか。</p>	<p><b>【事務局】</b>      全てではありません。      評価基準に基づいて評価した結果50%未満であったため、0点になってしまったということです。      書類提出時に下請業者を確定できないなどで、施工後の確認の結果、減点対象になる可能性があるため、地元企業活用率を控え目としたことも考えられます。</p>
<p><b>【委員】</b>      入札回数が2回と設定されているのはなぜか。</p>	<p><b>【事務局】</b>      入札は原則1回ですが、議会案件の場合、不調により次の議会となると3ヶ月は先になってしまいます。学校等は工事できる期間が限られており支障が大きいので、そうした場合には入札回数を2回とすることがあります。</p>
<p><b>【委員】</b>      設計を担当した設計業者はどのように決めたのか。      いくつかの参加者から提出された案を審査して、決めたのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>      一般競争入札か指名競争入札のどちらかです。      プロポーザルではありませんので、価格競争で決めました。</p>

<p><b>【委員】</b>  共同で行う工事で、業者の組み合わせパターンは決まっているのか。  組み合わせ方について市が介入することはあるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  組合せのパターンが決まっているということはありません  当該工種のA等級という条件の中から2者又は3者で組んでもらっております。  発注者が関与するということはありません。</p>
<p>2 前橋テルサ外壁改修工事  入札方式：簡易型条件付一般競争入札  工 種：建築一式 B  契約金額：60,900千円(税抜き)</p>	
<p><b>【委員】</b>  低入札調査基準価格が設計金額の90%というのは、一律のものなのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  要綱で計算式が定められており、それぞれの工事によって変わるものです。</p>
<p><b>【委員】</b>  低入札調査の対象となった工事の件数はどのくらいか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  今回の審議対象の中では、7件でした。</p>
<p><b>【委員】</b>  資料4の解体工事について、落札率が68.48%と他の工事と比べかなり低いがなぜか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  解体工事は低入札調査基準価格及び最低制限価格を他の工種と異なる計算式で算定しております。  比較的、材料費がかからない解体工事は落札率が低い傾向にあります。</p>
<p><b>【委員】</b>  設計の段階での調査は、どのくらい厳しくみているのか。  調査の判断はどのようなものなのか。  設計の段階での調査と、施工するときの調査で、二度手間にならないのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  設計段階では、下部は直接手で確認しますが、上部は足場を組む必要があるため目視等の確認により判定します。  施工する際に、足場を組んだり、ゴンドラで状況を確認しつつ、必要に応じて設計変更等に対応します。</p>
<p><b>【委員】</b>  改修工事は、施工後の調査で設計に違いが生じることが多いのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  建築工事では、基本的に設計の変更はありませんが、改修工事に関しては数量等変わってくる箇所があります。</p>

<p><b>【委員】</b></p> <p>施工後に、施工業者に期限付きで保証を求めているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>基本的に瑕疵担保は2年間ですが、瑕疵が明らかな場合は年数に関係なく修正させます。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>瑕疵の判断は細かくチェックするのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>細かく見えています。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>設計の段階では確認できなかった破損が施工前に確認できた場合は対応できるのか。</p> <p>また、施工してみたら、設計よりも破損が著しかった場合に業者側から改修費用の増額要求があった場合はどのような対応か。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>施工業者から設計と異なることの協議が提出されますので、やむを得ないと判断すれば、設計変更を認めています。</p> <p>設計変更の結果、その状況により増額又は減額となります。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>施工完了後の検査は、足場を組み、全ての箇所を確認するのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>施工中には、発注者側の建築技術職員が、その都度現場を確認していますが、施工完了時は足場が撤去され、一つ一つの確認が困難であるため、書類や写真で確認しています。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>低入札調査を行うことで施工業者の技術の有無が把握できると思うが、それ以外の場合は発注者側で把握しているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>低入札調査の対象となった場合は、書類の提出を受けますが、それ以外の場合は、発注者側が持っているデータの範囲内で把握しています。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>書類の提出を求めているということは、低入札の対象とならなければ、業者が持っている技術を把握できないということでは。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>低入札調査はその価格で適切に施工ができるかの調査なので落札業者が、特殊な独自のノウハウによって低入札をしているかまでは求めています。</p> <p>標準的な工法で積算した設計金額に対して入札金額が低くなってはいませんが、経</p>

	<p>費的な部分が大きく、参加業者間で技術的なノウハウはあまり変わらないと考えています。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>施工業者に設計から施工まで一緒に発注したほうが、コストが安く、より正確な設計ができるのでは。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>発注者側が設計から施工までの金額を予測できないまま発注することになるため、設計施工一括方式で発注する場合は、もう少し規模の大きいものでないと対応が難しいと思います。</p>
<p>3 南町緑地 緑地整備工事（分割1号）</p> <p>入札方式：指名競争入札</p> <p>工 種：造園 A</p> <p>契約金額：19,400千円(税抜き)</p>	
<p><b>【委員】</b></p> <p>指名回数は、全体的にみると差はどのくらいなのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>機械器具設置のような特殊な工種については大きく差が開いてしまう場合があります。</p> <p>全体として2～3割程度開くことはありますが、ほぼ差が開くことはありません。</p> <p>平準化できるよう努力しています。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>この工事は、どういった流れで整備をすることになったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>整備後35年も経過していたことから、公園の施設の老朽化が著しく、防災的施設への市民要望もあり、市民に親しみやすい施設への改良、充実が望まれていたことから、整備を進めていく方向となりました。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>落札した業者が独自のセンスで、整備をするのではなく、設計どおりの整備なのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>設計に基づいて施工するものです。</p>

<p><b>【委員】</b></p> <p>最低入札価格と最高入札価格に400万円以上の差があるが、この意味は。</p> <p>発注者側は、業者の見積りは見ないのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>経費で差が生じることが多いです。</p> <p>入札時に全ての建設工事に対して積算内訳書を提出させています。</p>
<p>4 合流式下水道改善事業事後評価業務（国委合改第1号）</p> <p>入札方式：随意契約</p> <p>工 種：土木コンサル</p> <p>契約金額：2,500千円（税抜き）</p>	
<p><b>【委員】</b></p> <p>具体的には、処理場から放流される水質が改善されるということか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>合流式の下水道は、市内に20箇所以上の河川放流する口があります。</p> <p>雨が降り管渠の能力を超えたものは河川へ放流されるような構造になっています。</p> <p>国からの目標を達成するため、計画どおりに稼働できているか実証実験を本業務の中で実施していくものです。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>20箇所で行うということだが、頻度はどのくらいか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>ひとつひとつの越流回数を、雨ごとに全て調査することは難しいため、箇所を絞ります。</p> <p>電力で稼働しているスクリーンによりカウントされた越流回数をもとに、全ての吐口でどのような状況であるか検証し進めていくものです。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>実際の調査は、営業所の技術者か、それとも本社の技術者か。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>本社です。</p>

<p><b>【委員】</b> この業務は、合流を分流にする計画を考えていないのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> それに越したことはないが、合流式の下水道で整備された区域を全て分流化することは、金額面、施工面で難しいことから調整池や滞水池を作ったりと対策を講じています。</p>
<p><b>【委員】</b> 街中に滞水池を作る場合は、地下に作るのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 公共施設の広い土地の地下を利用して、滞水池を整備しています。</p>
<p><b>【委員】</b> 貯まったらポンプアップして流すのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 流し方につきましても、雨が振っている時は貯まり、晴天時に処理場に余裕が出来たら放流に戻す構造にしています。</p>
<p><b>【委員】</b> 臭気の問題はないのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 耐水池ごとに消臭施設を設置しています。</p>
<p><b>【委員】</b> この業務は本当に専門的な技術がないと出来ない業務なのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 計画段階の平成16年度の事業からノウハウが蓄積されており、高度な専門的知識が要求される業務です。</p>